

平成26年1月31日

入札参加業者 各位

新潟市水道局  
総務部 経理課

新潟市水道局物品契約等に係る履行保証事務取扱要領の一部改正について（お知らせ）

平成26年2月1日付けで標記要領の一部を改正します。

変更点は下記のとおりです。

### 記

#### <主な変更内容>

単価契約による物品契約等の契約保証金の取り扱いについて明文化するため、記載を新たに追加するもの。

- 1 単価契約に係る契約保証金は契約金額に仕様書記載の予定数量を乗じて得た額（以下「執行予定額」という。）の100分の10以上の金額とし、契約の相手方が契約に定める義務を全て履行したときに還付するものとする。（第2項関係）
- 2 契約保証金を免除することができる場合について規定する契約規程第33条第6号で定める金額（単価契約にあつては執行予定額をいう。）は1,000万円とする。（第3項関係）
- 3 単価契約の場合は、契約規程第34条の規定による違約金の金額（履行遅滞による違約金）は、遅延日数1日につき執行予定額の1,000分の1以上の割合とし、契約の相手方が選択した保証の種類に応じて取り扱うものとする。（第5項関係）

#### <その他>

別記様式第1号及び第6号中 「請負金額」を「契約金額」に改正

## 新潟市水道局物品契約等に係る履行保証事務取扱要領

### 1 趣旨

この要領は、物品契約等に関し、新潟市水道局契約規程（昭和59年新潟市水道局管理規程第5号。以下「契約規程」という。）第32条及び第33条に規定する契約締結の際付される保証の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### 2 長期継続契約及び単価契約に係る契約保証金の取扱い

長期継続契約に係る契約保証金は契約金額を1年間当たりの額に換算した額の100分の10以上、単価契約に係る契約保証金は契約金額に仕様書記載の予定数量を乗じて得た額（以下「執行予定額」という。）の100分の10以上の金額とし、契約の相手方が契約に定める義務を全て履行したときに還付するものとする。

### 3 契約保証金の免除

- (1) 契約規程第33条第1号から第7号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。
- (2) 契約規程第33条第6号で定める金額（単価契約にあつては執行予定額をいう。）は、1,000万円とする。ただし、工事の請負については別に定める。

### 4 契約締結時の取扱い

- (1) 総務部経理課長（以下「経理課長」という。）は契約保証の必要な契約の落札者に対して、落札証明書（別記様式1）を交付する。
- (2) 落札者は落札証明書に基づき10日以内に保証手続きをとり、落札者が記名押印した契約書とともに次に掲げる書類を経理課長に提出しなければならない。
  - ① 契約保証金の納付の場合  
納入通知書兼領収書（お客様用）の写し
  - ② 契約保証金に代わる担保としての有価証券の提供の場合  
納入通知書兼領収書（お客様用）の写し〔小切手の場合〕または有価証券保管証書（別記様式2）〔国債若しくは地方債の場合〕の写し
  - ③ 金融機関等の保証の場合  
保証書
  - ④ 履行保証保険契約締結の場合  
保険証券
- (3) 経理課長は、(2)により提出された書類を確認した後契約書の一件書類に綴っておくものとする。この場合において、(2)の③の書類のうち金融機関の保証書については、その写しを綴るものとする。
- (4) 落札者が契約保証金の納付を選択する場合は、次のように取り扱うものとする。
  - ① 経理課長は、契約保証金受払簿（別記様式3）にその旨を記載した後、納入通知書を発行する。この場合においては、納付金額が契約金額又は執行予定額の100分の10以上の額となっていることを確認すること。
  - ② 落札者は、①の納入通知書により取扱金融機関又は企業出納員に現金を納付し、納入通知書兼領収書を受け取った後その写しを用いて(2)の手続きをとること。
  - ③ 企業出納員が契約保証金を収納したときは、当日分の現金を一括して速やかに取扱

金融機関に払い込むこと。

④ 企業出納員は、契約保証金に係る領収済通知を受けたときは、契約保証金受払簿の該当欄に収入の消し込みを行うこと。

⑤ 経理課長は、契約書の契約保証金欄に「納付」の字句及び契約保証金の金額を記入すること。

(5) 落札者が有価証券を提供する場合は、次のように取り扱うものとする。

① 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券は無記名の国債若しくは地方債とし、契約保証金の金額は額面の金額とする。

② 金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手については、担保提供の取扱いを行わず、(4)の①から⑤の取扱いを準用する。ただし、落札者に対して発行する納入通知書には「証券納付」の字句を記入する。

③ 経理課長は、①により落札者が提出した有価証券を受領したときは、額面の金額が契約金額又は執行予定額の100分の10以上の額となっていることを確認した後、有価証券保管証書を交付し、その写しを契約書の一件書類に綴るとともに、有価証券受払簿(別記様式4)にその旨を記載する。

④ 経理課長は、③により受領した有価証券を保管管理する。

⑤ 経理課長は、契約書の契約保証金欄に「担保提供」の字句を記入する。

(6) 落札者が金融機関等の保証を提供する場合は、次のように取り扱うものとする。

① 保証を求められることができる金融機関等の範囲は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関又はそれに準ずる金融機関とすること。

② 金融機関等の保証に係る保証債務の履行請求の有効期間は、保証期間経過後6月以上確保されていること。

③ 経理課長は、(2)により提出された金融機関等の保証書を(3)によりその写しを契約書の一件書類に綴るとともに、保証書受払簿(別記様式5)にその旨を記載して、保証書の原本を保管管理する。

④ 経理課長は、契約書の契約保証金欄に「担保提供」の字句を記入すること。

(7) 落札者が履行保証保険による保証を選択する場合は、次のように取り扱うものとする。

① 保証期間又は保険期間が契約期間を含むものであること。

② (2)により提出された履行保証保険証券は、(3)によりその原本を契約書の一件書類に綴っておくこと。

③ 経理課長は、契約書の契約保証金欄に「免除」の字句を記入する。

5 契約の相手方の債務不履行が発生した場合の取扱い

(1) 経理課長は、契約規程第35条第1項各号のいずれかに該当する事由が発生したときは、その実情に応じて速やかに次のいずれかの措置をとるものとする。

① 契約の相手方から契約規程第34条の規定により違約金を徴収して、契約を履行させること。なお、単価契約の場合は、契約規程第34条の規定による違約金の金額は遅延日数1日につき執行予定額の1,000分の1以上の割合とすること。

② 契約規程第35条第1項の規定に基づき、契約を解除すること。

(2) 契約規程第35条第1項各号のいずれかに該当する事由が発生し、(1)の②の措置

をとることとなったときは、契約の相手方が選択した保証の種類に応じて、次のように取り扱うものとする。

① 契約保証金の納付を選択している場合

ア 契約保証金を水道局に帰属させる手続きをとること。

イ 契約規程第34条に規定する違約金の金額が、アにより水道局に帰属する金額を超えているときは、当該超過額を契約の相手方から徴収すること。

② 有価証券の提供を選択している場合

ア 金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手については、①の手続きを準用する。

イ 4の(5)の①の有価証券の場合は、保管有価証券を水道局に帰属させ、これを現金化して収入とする手続きをとること。

ウ 契約規程第34条に規定する違約金の金額が、アにより水道局に帰属する金額を超えているときは、当該超過額を契約の相手方から徴収すること。

③ 金融機関等の保証を選択している場合

ア 金融機関等に対し、契約の相手方に通知した契約解除通知書（別記様式6）の写しを提出して、保証金の請求手続きをとること。

イ 金融機関等に対する保証金の請求及び受領の手続き関係書類を契約書の一件書類に綴っておくこと。

ウ 契約規程第34条に規定する違約金の金額が、アにより水道局に帰属する金額を超えているときは、当該超過額を契約の相手方から徴収すること。

④ 履行保証保険による保証を選択している場合

ア 保険会社に対し、契約の相手方に通知した契約解除通知書の写しを提出して、保険金の請求手続きをとること。

イ 保険会社に対する保険金の請求及び受領の手続き関係書類の写しを契約書の一件書類に綴っておくこと。

ウ 契約規程第34条に規定する違約金の金額が、アにより水道局に帰属する金額を超えているときは、当該超過額を契約の相手方から徴収すること。

6 契約の履行時の取扱い

(1) 契約の相手方が契約保証金の納付を選択している場合は、次のように取り扱うものとする。

① 契約の相手方は、契約規程第37条第1項の規定による履行を確認するための検査に合格したときは、代金の支払請求と同時に、契約保証金払戻請求書（別記様式7）により契約保証金の払戻しを請求すること。

② 契約の相手方は、①の払戻請求を行うときは、請求書の提出に合わせて4の(4)の②により交付された納入通知書兼領収書を経理課長に返還すること。

③ 経理課長は、①により契約保証金の払戻請求を受けたときは、次のように取り扱うものとする。

ア 契約の履行を確認する。

イ 契約の相手方から返還された納入通知書兼領収書に、出納員として払戻しを行う旨を付記し、これに押印する。

ウ 契約保証金払戻請求書にイの納入通知書兼領収書を添付して、支出手続きをとるとともに、契約保証金受払簿にその旨を記載し、契約書の一件書類に綴っておくこと。

(2) 契約の相手方が有価証券による保証を選択している場合は、次のように取り扱うものとする。

① 金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手で納付している場合は、(1)の①から③の手続きを準用する。

② 契約の相手方が4の(5)の①の有価証券を提供している場合は、契約の履行を確認するための検査に合格したときは、契約の相手方は代金の支払請求と同時に、有価証券還付請求書(別記様式8)により保管有価証券の還付を請求すること。(ただし、契約の相手方が有価証券保管証書を紛失した場合は、有価証券保管証書紛失届(別記様式9)をもって還付請求出来るものとする。)

③ 経理課長は、契約の相手方から①の還付請求を受けたときは、次のように取り扱うこと。

ア 契約の履行を確認する。

イ 契約の相手方に4の(5)の③により交付された有価証券保管証書を提出させ、これと引換えに保管有価証券を還付し、有価証券受払簿にその旨を記載する。

ウ 契約の相手方から提出された有価証券保管証書は「還付済」の字句を記入し、有価証券還付請求書に添付して、契約書の一件書類に綴っておくこと。

(3) 契約の相手方が金融機関等の保証を選択している場合は、次のように取り扱うものとする。

① 経理課長は契約の履行を確認する。

② 経理課長は、現に保管している金融機関等の保証書を契約の相手方を通じて当該金融機関等に返還すること。

③ 経理課長は、②により保証書を返還するときは、契約の相手方から保証書受領書(別記様式10)を徴するとともに、保証書受払簿にその旨を記載すること。

④ 契約の相手方から提出された保証書受領書は「還付済」の字句を記入して契約書の一件書類に綴っておくこと。

(4) 契約の相手方が履行保証保険による保証を選択している場合は、契約を履行した場合においても、保証証券をそのまま契約書の一件書類に綴っておくものとする。

#### 7 契約金額を増額変更する場合の取扱い

(1) 契約金額の増額変更に伴う保証の額の増額請求は、契約金額の増額変更率が30%を超える場合に行うものとする。

(2) (1)において、保証の額の増額請求をする場合は、経理課長は保証の額を変更後の契約金額又は執行予定額の100分の10以上の額とするよう契約の相手方に請求するものとする。

(3) 契約の相手方が契約保証金の納付又は有価証券の提供を選択している場合は、変更契約書の提出に合わせて、契約保証金の増額又はこれに相当する価格の有価証券の追加について、4の(2)から(5)までに掲げる手続きに準じた手続きをとるものとする。

(4) 契約の相手方が金融機関等の保証又は履行保証保険による保証を選択している場合は、

契約の相手方は、変更契約書の提出に合わせて（２）による保証の額の増額変更について、それぞれ所定の手続きをとったうえ、変更に係る保証書、異動承認書その他の書類を経理課長に提出しなければならない。この場合において、変更に係る保証書、異動承認書その他の書類は、変更契約書とともに契約書の一件書類に綴っておくものとする。

#### 8 契約金額を減額変更する場合の取扱い

- （１）契約金額の減額変更に伴う保証の額の減額請求は、原則として認めないものとする。
- （２）特別の事情により保証の額の減額請求を認める場合は、契約の相手方に保証の額を変更後の契約金額又は執行予定額の100分の10以上の金額に保たれる範囲での減額変更を請求させよう、次のように取り扱うものとする。
  - ① 契約保証金の納付又は有価証券の提供を選択している場合は、変更契約書の提出に合わせて、契約保証金の減額分の払戻し又はこれに相当する価格の有価証券の還付について、6の（１）又は（２）に掲げる手続きに準じた手続きをとること。
  - ② 金融機関等による保証を選択している場合は、契約の相手方は、変更契約書の提出に合わせて、保証の額の減額変更について、それぞれ所定の手続きをとったうえ、変更に係る保証書、異動承認書その他の書類を経理課長に提出すること。
  - ③ ②の場合において、変更に係る保証書、異動承認書その他の書類は、変更契約書とともに契約書の一件書類に綴っておくこと。
- （３）契約の相手方が履行保証保険による保証を選択している場合は、保険金額の減額変更が行われないことになっているから、保証の額の減額請求は認めないものとする。

#### 9 納期を変更する場合の取扱い

- （１）納期の延長を行おうとする場合で、現行の保証期間が変更後の契約期間を含まないときは、次のように取り扱うものとする。
  - ① 契約保証金の納付又は有価証券の提供を選択している場合は、保証期間は契約期間と同一のものと解されるため、変更契約の締結手続きのみ行うこと。
  - ② 金融機関等による保証を選択している場合は、契約の相手方は、変更契約書の提出に合わせて、契約期間の延長について、それぞれ所定の手続きをとったうえ、延長に係る保証書、異動承認書その他の書類を経理課長に提出すること。
  - ③ ②の場合において、変更に係る保証書、異動承認書その他の書類は、変更契約書とともに契約書の一件書類に綴っておくこと。
  - ④ 履行保証保険による保証を選択している場合は、保険期間は契約の履行まで存していることから、変更契約の締結手続きのみ行うこと。
- （２）契約期間の短縮を行おうとする場合は、保証期間の短縮変更を行わず、変更契約の締結手続きのみ行うものとする。

#### 10 業務の中止等により、履行期限を変更する場合の取扱い

- （１）業務の中止等により、履行期限を変更する場合で、現行の保証期間が変更後の契約期間を含まないときは、次のように取り扱うものとする。
  - ① 契約保証金の納付又は有価証券の提供を選択している場合は、保証期間は変更後の履行期限を含むものと解されるため、保証期間の変更は行わないものとする。
  - ② 金融機関等による保証を選択している場合は、契約の相手方は、業務中止通知書を受領後、速やかに履行期限の変更について、それぞれ所定の手続きをとったうえ、変

更に係る保証書，異動承認書その他の書類を経理課長に提出すること。

- ③ ②の場合において，変更に係る保証書，異動承認書その他の書類は，変更契約書とともに契約書の一件書類に綴っておくこと。
- ④ 履行保証保険による保証を選択している場合は，保険期間は履行期限まで存していることから，保証期間の変更は行わないものとする。

#### 1.1 履行遅滞時の取扱い

履行遅滞により契約規程第34条に規定する違約金等を請求する場合には，保証期間内に履行が見込まれる期日が含まれるよう当該保証期間を延長するものとし，その手続きは，9の（1）に準ずるものとする。

附 則

この要領は，平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要領は，平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は，平成26年2月1日から施行する。

# 落札証明書

1 件（品）名 \_\_\_\_\_

2 履行場所 \_\_\_\_\_

3 納期 年 月 日から  
年 月 日まで 日間

4 契約金額 ¥ \_\_\_\_\_ 円  
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ¥ \_\_\_\_\_ 円)

5 入札（見積）日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

6 契約締結日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

7 落札者 \_\_\_\_\_

8 発注者 新潟市水道局  
代表者 新潟市水道事業管理者  
水道局長

契約保証にあたり、上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

新潟市水道局総務部経理課長

印



## 有価証券保管証書

No.	商号 又は 名称								
	代表者名	様							
	年度								
額面金額									円
内 訳									
証 券 名	額 面 金 額			記 番 号			枚 数		
	円						枚		
	円						枚		
計							枚		
上記の証券を保管しました。  <div style="text-align: center;">年 月 日</div>  <div style="text-align: right;">新潟市水道局企業出納員</div>							領 収 印		
上記の証券を領収しました。  <div style="text-align: center;">年 月 日</div> <div style="text-align: center;">住 所</div> <div style="text-align: center;">商号又は名称</div> 新潟市水道局企業出納員 様 代 表 者 印									

注 上記の証券還付を受けるときは、有価証券還付請求書を提出し、この保管証書に記名押印して引換えてください。

# 契約保証金受払簿

\_\_\_\_年度

年 月 日	件(品)名 及 び 履 行 場 所	支払年月日	受 円	残 円	決 裁				備 考
			払 円		課 長	課長補佐	係 長	担 当	
. . .		. . .	円	円					
			円						
. . .		. . .	円	円					
			円						
. . .		. . .	円	円					
			円						
. . .		. . .	円	円					
			円						
. . .		. . .	円	円					
			円						





# 契約解除通知書

新水 第 号  
年 月 日

様

新潟市水道事業管理者  
水道局長 印

下記について、 年 月 日付けをもって契約を解除する。

## 記

1 件（品）名 \_\_\_\_\_

2 履行場所 \_\_\_\_\_

3 契約金額 ¥ \_\_\_\_\_ 円

4 納 期 年 月 日から  
年 月 日まで 日間

5 契約締結日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

6 解除理由 \_\_\_\_\_

7 違 約 金 ¥ \_\_\_\_\_ 円

## 契約保証金払戻請求書

年 月 日

(あて先) 新潟市水道事業管理者

請 求 者

住 所

商号又は名称

代 表 者

印

下記に係る契約保証金の払戻しを請求します。

1. 件 (品) 名 \_\_\_\_\_

2. 履 行 場 所 \_\_\_\_\_

3. 納 付 年 月 日 \_\_\_\_\_

4. 請 求 の 事 由 \_\_\_\_\_

## 有価証券還付請求書

額面金額									円
内 訳									
証 券 名	額 面 金 額			記 番 号			枚 数		
	円						枚		
	円						枚		
計							枚		
請求の事由									
<p>上記の事由により、有価証券の還付を請求します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">新潟市水道局企業出納員 様</p> <p style="text-align: center;">商号又は名称</p> <p style="text-align: center;">代 表 者</p> <p style="text-align: right;">印</p>									

注 上記の証券還付を受けるときは、有価証券保管証書（領収欄に記名押印のうえ）も一緒に提出してください。

## 有価証券保管証書紛失届

額面金額									円
内 訳									
証 券 名	額 面 金 額			記 番 号			枚 数		
	円						枚		
	円						枚		
計							枚		
<p>上記、有価証券に係る保管証書を紛失したので届出します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 住 所</p> <p style="text-align: center;">商号又は名称</p> <p style="text-align: center;">新潟市水道局企業出納員 様 代 表 者 印</p>									



別記様式第10号

# 保証書受領書

年 月 日

(あて先) 新潟市水道事業管理者

住 所

商号又は名称

代 表 者

印

下記係る保証書（保証内容変更契約書がある場合には変更契約書を含む。）を受領したので、銀行等に返還すること及び今後、保証書の滅失、き損等につき一切の責任を負うことを約します。

1. 件（品） 名 \_\_\_\_\_

2. 履 行 場 所 \_\_\_\_\_